

令和2年6月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和2年6月10日（水）午後2時 田辺市教育研究所 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者16名

1番 山崎 清弘      2番 鈴木 明      3番 棒引 昭治      4番 前田 登  
5番 福嶋 隆      6番 更井 寛司      7番 廣田 純一郎      8番 瀧本 和明  
10番 青木 登      12番 鈴木 直孝      13番 上森 力      15番 岡上 達  
16番 川井 洋之      17番 長嶺 博司      19番 峯園 五郎

欠席者 9番 田中 壽一      11番 日下 崇      14番 上中 悠司

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 山田富次 企画員 片井恵子

会議録署名委員 19番 峯園 五郎      1番 山崎 清弘

議 長 皆さん、こんにちは。やっと恵みの雨が降って喜んでいるところです。色々  
と話したいことはありますが、時間の関係上、皆さんが本日出席いただき、  
皆さんの顔を拝見することができたので安心していただいております。事務局  
で長年お世話頂いていた、井口さんが5月末をもちまして辞められました。  
代わりにこの6月から、会計年度任用職員として、尾崎紗矢さんが着任さ  
れましたので、一言ご挨拶をお願いします。

尾崎 事務員 尾崎紗矢といいます。一生懸命頑張りたいと思っておりますので、どうぞ、  
よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、最初に田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催致します。田  
辺農業振興地域整備計画変更申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 岡本 田辺農業振興地域整備計画変更申請の除外申請について説明いたします。  
1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1, 1  
27㎡、他1筆、合計2, 109㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の  
理由は梅畑です。以上1件、編入合計2, 109㎡です。2番、〇〇〇、  
〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は605㎡、地目は登記  
簿、現況共に田、申請の理由は病院兼住宅です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、  
土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は3, 085㎡、他1筆、合計4,  
045㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は太陽光発電施設です。  
4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は793  
㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は分譲住宅です。5番、〇〇  
〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1, 246㎡、地  
目は登記簿、現況共に田、申請の理由は分譲住宅です。6番、〇〇〇、〇  
〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は699㎡、地目は登記簿  
が田、現況が畑、申請の理由は分譲住宅です。7番、〇〇〇、〇〇〇〇、  
土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は46㎡、地目は登記簿、現況共に  
畑、申請の理由は農業用施設です。8番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在  
は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は352㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請  
の理由は一般住宅です。9番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字  
〇〇〇〇、面積は648㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は一

般住宅です。10番、〇〇〇、〇〇〇〇、相続人、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は84㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は進入路です。11番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は295㎡、他1筆、合計302.30㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は駐車場です。12番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,196㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は太陽光発電施設です。13番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,895㎡、他1筆、合計1,970㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は太陽光発電施設です。14番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は979㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は太陽光発電施設です。15番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,074㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は分譲住宅です。16番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は991㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は分譲住宅です。17番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は394㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は一般住宅です。18番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は58㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は駐車場です。19番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は204㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は太陽光発電施設です。

田辺農業振興地域整備計画変更申請、編入1件、編入合計は2,109㎡、除外18件、除外合計は15,686.30㎡です。総計は13,577.30㎡です。

続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請です。

1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は406㎡、他1筆、合計683㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。

龍神農業振興地域整備計画変更申請、除外1件、除外合計は683㎡です。

続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。

1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は680㎡、地目は登記簿が田、現況が畑、申請の理由は公園整備です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は263㎡、他2筆、合計1,182㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。

中辺路農業振興地域整備計画変更申請、除外2件、除外合計は1,862㎡です。

続きまして、大塔農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は362㎡、他3筆、合計1,621㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は154㎡、他5筆、合計1,483㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請

の理由は太陽光発電施設です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は678㎡、他1筆、合計988㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は575㎡、他1筆、合計1,333㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は476㎡、他3筆、合計1,732㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。

大塔農業振興地域整備計画変更申請、除外5件、除外合計は7,157㎡です。

議	長	はい、ありがとうございます。それでは、田辺農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願い申し上げます。1番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番について、異議なしとのことです。
議	長	続きまして、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。2番から6番について異議ございません。
議	長	はい、7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。7番8番について異議ございません。
議	長	はい、9番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。9番について異議ございません。
議	長	はい、10番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。10番11番について異議ございません。
議	長	はい、12番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、13番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議なしとのことです。
議	長	はい、14番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議なしとのことです。
議	長	はい、15番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。15番から18番について異議ございません。
議	長	はい、19番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議なしとのことです。
議	長	はい、田辺農業振興地域整備計画変更申請の19件について異議なしのこととでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請の1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、龍神農業振興地域整備計画変更申請の1件について、異議なしのこととでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 議	委員 長	〇〇番〇〇です。1番2番について、異議なしとのこと はい、中辺路農業振興地域整備計画変更申請の2件について、異議なし のことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 議	全員 長	異議なし。 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、大塔農業振興地 域整備計画変更申請の1番。
〇〇番 議	委員 長	〇〇番〇〇です。1番から5番について、異議ございません。 はい、大塔農業振興地域整備計画変更申請の5件について、異議なしとの ことをごさいます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 議	全員 長	異議なし。 はい、それではそのようにさせていただきます。続いて、農用地利用集積計画 の合意解約の報告について、事務局からの説明をお願いします。
農振課	稲垣	それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。 1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、644㎡、他2筆、合計1,632㎡、 貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約 をした日は令和2年5月20日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、45 6㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合 意解約をした日は令和2年5月7日です。以上2件報告します。
議	長	只今の合意解約についての報告に、ご意見ご質問ございませんか。 (なしの声)
議	長	ないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業 経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、 事務局から説明をお願いします。
農振課	稲垣	田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定に ついて説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,14 0㎡、他7筆、合計21,782.11㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、 借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間3万円・口座払い、 期間は令和2年6月10日から令和7年6月9日の新規です。2番、〇〇 〇字〇〇〇〇、田、730㎡、他1筆、合計1,437㎡、貸し手は〇〇 〇、〇〇〇〇、借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令 和2年7月1日から令和8年6月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇 〇〇、田、644㎡、他3筆、合計3,007㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇 〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のさつまいも、期間は令和2 年7月1日から令和7年6月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、 畑、1,392㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇 〇、使用貸借の梅、期間は令和2年7月1日から令和7年6月30日の新 規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、531㎡、他2筆、合計2,25 8㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借 の水稻、期間は令和2年7月1日から令和5年6月30日の新規です。合 計5件、18筆、29,876.11㎡、貸し手5名、借り手2名です。 ご審議をよろしくお願いたします。
議	長	はい、ありがとうございます。田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基

本的な構想による利用権の設定について、逐条審議をお願いします。1 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1 番について、異議ございません。

議 長 続きまして、2 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2 番について異議なしとのことです。

議 長 はい、3 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3 番について異議ございません。

議 長 はい、4 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4 番について異議ございません。

議 長 はい、5 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5 番について異議ございません。

議 長 はい、以上5件について、異議なしとのこととさせていただきます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了しました。岡本君、稲垣君、有難うございました。

(岡本・稲垣退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、田中委員さん、日下委員さん、上中委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、19番峯園委員さん、1番山崎委員さんよろしく願いいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の照明願について、議案第5号農地利用最適化推進委員の委嘱について、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

片井 企画員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は297㎡、他2筆、合計1,024㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は12,013㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は307㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,187㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は325㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上5件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしく願い申しあげます。

議 長 はい、ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。1番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について、異議ございません。

議 長 続きまして、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番5番について異議ございません。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請5件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

山田 係長 3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は230㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、相続人は〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場230㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意は不要です。始末書が添付されております。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は698㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は梅加工場1棟200㎡、梅干場498㎡、合計698㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和2年1月28日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と山林に囲まれた農地で、第2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、農地法第4条申請について、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査報告を行います。6月8日午前9時、大塔行政局に〇〇委員さん、岡内局長、山田係長、私の4名が集合して龍神の案件に向かいました。今回の現地調査対象案件は、農地法第2条による農地でない旨の証明願ひが2件、農地法第4条による許可申請が2件、農地法第5条による許可申請が4件で合計8件であります。それでは、議案の順序により、議案第2号4条申請について、私から報告します。1番の案件につきましては、相続が開始されておりますが、相続登記がすんでいないため、相続人4名の連記となっております。現況は、休耕畑230㎡となっておりますが、すでに工事が行われており、碎石を引き詰めた立派な駐車場になっておりました。農地法の認識不足により、整地をしまいまし

た。何卒寛大なるご配慮をお願いしますとの始末書が添付されていました。工事施工での切土、盛土はなく、雨水等の処理は、自然浸透と隣接する側溝へ排水することになっております。隣接状況は、公衆道路を除く東西南北すべてが、宅地であるところから問題ないと考えます。2番につきましては、〇〇〇〇より北東約1.5kmに位置する普通畑698㎡に、盛土1mを行い、締固めの上、加工工場と梅干場を整理するものです。雨水等の排水は、北側に新設する側溝を経由して東側水路へ排水します。隣接状況は、南側は申請人の所有畑で、東側・西側・北側にある畑の全員の同意を得ております。また、水利組合の同意もありますので、問題なしと考えます。

議	長	はい、ありがとうございます。それでは、農地法第4条申請の逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番について、異議ございません。
議	長	続きまして、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、議案第2号農地法第4条申請2件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
山田	係長	4ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は304㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇（持分4分の1）、〇〇〇、〇〇〇〇（持分4分の1）、〇〇〇、〇〇〇〇（持分4分の1）、〇〇〇、〇〇〇〇（持分4分の1）、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅2棟104㎡、駐車場等354㎡、合計458㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっております。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は154㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、〇〇〇〇（持分2分の1）、譲受人、使用目的及び規模、着工日、工事期間は1番と同様、農用地の内外は平成31年4月9日抜きとなっております。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は197㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場197㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっております。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と山林に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕田、面積は15㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は道路敷き15㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の

内外は令和2年1月28日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と山林に囲まれた農地で、第2種農地です。以上4件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。5条申請を私の方から報告させていただきます。1番2番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約250m、現況は田です。隣接状況及び周囲への影響としまして、東側・西側・北側は宅地、南側が市道となっています。水利組合の同意あります。転用理由は、農地の維持管理が困難になっていたところ、譲受人からの依頼で、分譲住宅用地として転用するものです。転用内容は、分譲住宅2棟、盛土96cm。排水は、合併処理後、雨水とともに北側市道側溝へ排水します。この案件につきまして、許可相当と考えます。3番、申請場所は〇〇〇〇より北西へ約900m、現況は畑。隣接状況及び周囲への影響は、東側、西側、北側は宅地、南側市道、地元水利組合連合会と地元水利組合の同意あります。転用理由は、高齢で営農縮小を考えていたところ、譲受人からの依頼で、駐車場用地として転用するものです。転用内容は、駐車場3台分、切土盛土なし。雨水は自然浸透及び北側側溝へ放流します。許可相当と考えます。4番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約1.5km、現況は休耕畑。隣接状況は東側・南側は譲渡人の畑、西側は畑で同意あります。北側は市道です。地元水利組合連合協議会と地元地区水利組合の同意あります。転用理由は梅を漬け、干して樽詰する場所が必要となり、その進入路として転用します。転用内容は梅加工場・梅干場、盛土1m。排水は北側新設側溝を經由し東側水路へ放流します。この案件につきましても、許可相当と考えます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、農地法第5条申請の逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番2番については、周りが宅地とのことで一緒にするとのことです。3番については、〇〇〇〇さん子供さん分で3台分ほしいとのことです。1番2番3番異議ございません。

議長

続きまして、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。先程の4条申請の梅加工場への進入路で異議ありません。

議長

はい、議案第3号農地法第5条申請4件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議長

それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

山田 係長

6ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は158㎡、他1筆、合計163.74

m<sup>2</sup>、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は昭和61年頃に倉庫（〇〇〇ー〇）を建築し、その倉庫の敷地（〇〇〇ー〇）として一体利用され現在に至っております。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は34m<sup>2</sup>、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、〇〇〇〇（持分2分の1）、申請地は昭和60年頃に農業用倉庫を建築し、現在に至っております。以上2件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。議案第4号、農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願いについての現地調査報告を行います。1番、この土地は、昭和61年に倉庫を建築し、現在もその長男が相続して引き続き活用しています。東側は雑種地、西側は市道、南側は雑種地、北側は山林と雑種地です。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので、受理することが妥当であると考えます。2番、この土地は、父が昭和60年頃に農業倉庫として建築し、相続が開始されているが未登記のため、相続人連盟の願い出となっております。面積が34m<sup>2</sup>と、農業用倉庫としては小さいものです。北側は市道に面し、東側は田、南及び西側は畑です。倉庫の中はきちんと整理され、管理されていました。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので、受理することが妥当であると考えます。

議長 委員 〇〇番 長 はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。1番については、現地調査委員の報告の通りで異議ありません。

議長 委員 〇〇番 長 続きまして、2番。

議長 委員 〇〇番 長 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議長 長 議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願い2件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。

山田 係長 議案第5号農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条に基づき本市農業委員会の農地利用最適化推進委員に次の者を委嘱したいので、農業委員会の承認を求めるものでございます。推進委員候補者については「田辺市農地利用最適化推進委員選任に関する規程」に基づき、令和2年4月13日から5月12日までの1か月間、広報4月号及び市ホームページ上において募集いたしました。その結果、定数26人に対して、農業者からの推薦による個人推薦は8人、団体推薦は14人、応募が4人の合計26人が申し込まれました。26人については、お手元にお配りしている議案に氏名、年齢、担当区域、推薦者又は推薦団体名、応募の別を記載していますが、ホームページ上においても公表いたしました。推進委員の委嘱に関しては、法律に「農業委員会

は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱しなければならない」と書かれておまして、皆様から提出された、経歴、農業経営の状況、推薦者又は推薦団体からの推薦理由又は応募者の応募理由から判断して、どなたもこの要件は十分に満たしておられると判断しております。逆に、「推進委員となることができない者」として、法律に「破産して未だ復権していない者又は禁固以上の刑に処せられ執行を終わっていない者」とありますが、この要件に関しては、「推進委員になることができない者」に該当していない旨の宣誓書を26人全員から提出して頂いておりますので、資格要件を欠く候補者は26人の中には含まれていないものと考えております。次に、候補者の選考につきましては、「田辺市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程」に基づき、市農業委員会が、瀧本会長を委員長とする推進委員選考委員会に候補者の選考を求めましたところ、本日1時15分から選考委員会を開き、その結果、選考委員4人の合議により、26人全員を推進委員候補者とすることに決定いたしましたことをご報告いたします。以上でございます。よろしくご審議お願い申し上げます。

議長

只今の説明について、何か質問等はございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、これより一括してお諮りしてもよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議長

それでは、お諮りします。議案書にございます〇〇〇〇さん外25人の候補者について、農地利用最適化推進委員に委嘱することに異議ございませんか。

委員 全員

異議なし。

議長

はい、それでは、26人の方を農地利用最適化推進委員に委嘱することと決しました。

続きまして、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

片井 企画員

8ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は524㎡の内2.89㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。以上1件、ご報告申し上げます。

議長

報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議長

無いようでございますので、報告とさせていただきます。

続きまして、追加議案がございますが上程させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議長

それでは、報告第1号農地法第18条第6号の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。

片井 企画員

1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、197㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、相続人、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、

- 〇〇〇〇、相続人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和2年5月17日です。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声)
- 議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。  
それではその他の案件でございます。5月の県の農業会議に提出いたしました5条申請2件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件がすべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。なければ、土地対策課からの案件がございますので、説明をお願いしたいと思います。
- 土地対策課 上中係長 地籍調査に係る地目認定について。地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定については農業委員会へ通知（照会）する必要があります。この内容で委員会の了承をいただきたくよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 はい、それでは、只今の案件について、ご意見ご質問ございませんか。  
はい、それでは、お諮りいたします。只今の案件について、承認することとしてよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それでは、決しました。土地対策課の上中係長さん、ありがとうございました。無ければ、事務局から報告があればお願いします。
- 岡内 局長 次期、農業委員と推進委員の選任につきまして、報告させていただきます。  
推進委員につきましては、先程、農業委員会の承認を頂きましたので、結果を通知することとなります。7月20日にこの会場に来ていただき、農業委員会会長より委嘱状をお渡しすることとなります。農業委員につきましては、定員19名の申込みがありました。5月25日には、農業委員候補者の評価委員会を開催して、19人を候補者として市長に報告いたしました。6月議会に、人事案件として提案しており7月7日に審議され、7月20日に市長より任命されることとなっております。7月20日の日程につきましては、午後2時よりこの会場で、農業委員の任命式、総会において会長・副会長・職務代理者の役員の決定、3時30分より推進委員に委嘱状を会長よりお渡しし、業務の内容についてお話いたします。
- 議 長 説明わかりましたでしょうか。何かございますか。なければ、長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後2時55分終了